



Title	林久治郎在奉天総領事と榎原農場鉄道撤去事件
Author(s)	孫, 雨涵
Citation	北方人文研究, 14, 39-54
Issue Date	2021-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/80880
Type	departmental bulletin paper
File Information	14_04_Sun.pdf



林久治郎在奉天総領事と榊原農場鉄道撤去事件

孫 雨涵

(北海道大学大学院文学研究科博士後期課程)

要旨

本稿は、土地商租権に関する日中間の紛争を代表する榊原農場鉄道撤去事件を取り上げて検討し、同事件をめぐって林久治郎の対中国交渉を分析することにより、在奉天総領事の側から土地商租権問題の特質を考察するものである。また、同事件に端を発して成立した遼寧省国民外交協会の活動を分析し、民間の視点から土地商租権問題を総体的に解明したい。鉄道撤去事件を契機に、中国では排日運動の波が東三省に押し寄せ、全国で急激な国権回収運動が展開されたのに対し、日本政府は積極的な大陸政策を展開し、中国への軍事的・政治的干渉を深めた。行き詰った商租権問題を解決するために、林は地方の土地紛争を意図的に激化させ、張に圧力をかけながら、実力行使など強硬手段で日本の既得権益を擁護しようと考えた。鉄道撤去事件の解決交渉に、林は中国側の抗議を無視し、中国側の排日運動や商租権妨害運動を断固鎮圧すべきだと主張した。他方で、遼寧省政府、遼寧交渉署は総領事館に再三抗議を行ったが、高揚した排日運動を抑えて比較的穏健な対日方針をとった。その原因を、当時の張学良政権は対ソ交渉に重点をおくこと、外交交渉の権限を漸次に地方政府から国民政府外交部に移すこと、及び張は対日強硬策が日本に干渉を許す口実を与えることを憂慮したことに求められる。外交協会は東北当局の怠慢や軟弱な態度を激しく批判し、日本の土地収奪に様々の対抗策を考究した。だが、現実には、外交協会の活動はある程度制限され、榊原農場問題も未解決のまま残された。

はじめに

1915年5月25日、日中間には「南満洲及東部内蒙古に関する条約」¹⁾(以下「南満東蒙条約」)が締結され、「日本国臣民ハ南満洲ニ於テ各種商工業上ノ建物ヲ建設スル為又ハ農業ヲ経営スル為必要ナル土地ヲ商租スルコトヲ得」という、いわゆる土地商租権が認められた。だが、日中間では条約解釈上の矛盾や中国側の抵抗により対立が絶えず起こり、日本の「満蒙経営ノ根本問題」、「満蒙経営ノ骨幹」²⁾ともいうべき土地商租権は一つの懸案として残されていた。

土地商租権に関する日中間の紛争を代表する事例として、榊原農場事件が挙げられる。1914年3月、榊原政雄³⁾は旧清皇室の私有財産である昭陵余地(約4500余万坪)を租借する溥豊模範農場公

1) 外務省(1978: 406-407、411)より。商租の解釈に関連する交換公文に「商租ノ文字ニハ三十箇年迄ノ長キ期限附ニテ且無條件ニテ更新シ得ヘキ租借ヲ含ムモノ」と規定されたが、商租権を実質上の所有権と同一視する日本側の解釈に対し、中国側は土地の賃貸借権しか認めていない。

2) 外務省通商局(1927: 267-268)より。

3) 日露戦争後、榊原政雄は大陸進出を目論んで単身満洲に渡り、『大連タイムス』『満洲日日新聞』の記者として活躍し、関東都督福島安正の知遇を受け、南満洲鉄道株式会社方面に知己も多かった(庄内人名辞

司(以下「溥豊公司」と)租借契約を締結して柙原農場を作った。柙原は中国側農民を圧迫しながら、強硬な農場経営を展開したため、奉天交渉署⁴⁾は契約の無効を理由に嚴重抗議を行った。それに対し落合謙太郎在奉天総領事は、柙原農場に関わる日本の既得權益を断固擁護しようとしたが、強硬な農場経営は中国官民の反感を買うのみならず、他の外交交渉にも負の効果をもたらし、ひいては日本の在満權益の維持拡大に大きな障害を招くことを憂慮し、一定の条件で柙原農場を中国側に返還すべきだと考えた。1915年11月、既成の水田及び水田予定地百町歩(約30余万坪)の留保を一つの条件として、柙原側は溥豊公司与農場返還契約を締結し、柙原農場は中国側に返還された。1919年5月、留保された百町歩水田(「柙原農場」)をめぐる柙原側は三陵衙門⁵⁾と水田商租契約を締結したが、柙原側は商租料及び水利費を滞納した。1924年6月12日、盛京副都統公署は主権擁護のため、水田商租契約の廃棄と農場権利の回収を決断し、北陵衛兵を柙原農場に派遣した。船津辰一郎在奉天総領事は奉天交渉署に嚴重な抗議を提起し、武力行動の停止を申し入れる一方、柙原農場に債権関係を有する南満洲鉄道株式会社(以下「満鉄」)は柙原に代わって滞納商租料を副都統公署に支払った。だが、副都統公署は受領を拒み、7月8日に再び20余名の衛兵を農場に派遣した。船津は領事館警察を派遣し、自衛手段の行使に踏み切ったが、最後の手段としてのみ守備隊の派遣を想定し、力を後ろ盾とした対中強硬策は意図していなかった。結局、同事件は副都統公署の撤兵保証及び日本側の警察派遣と守備隊演習の中止に止まってひとまず解決し、柙原農場は表面的には平常な状態に戻った⁶⁾。

1928年4月25日、林久治郎⁷⁾は在奉天総領事に赴任した。その時期、済南事件を契機に日中関係は急速に悪化した。時の田中義一内閣は「援張策」による満蒙分離政策と積極的權益擁護政策を推進したが、張作霖爆殺事件によって止むを得ず対中国政策の転換を行った。中国では張學良新政権の国民政府合流に伴って南北統一が実現され、国民政府勢力の東三省進出により東三省における国権回収運動や商租権反対運動は一層激化した⁸⁾。このような複雑な背景に、1929年6月、日本側は柙原農場を横断した中国側の北陵遊覧鉄道を実力で強制的に撤去するという、いわゆる柙原農場鉄道撤去事件⁹⁾が起こった。中国官民、特に同事件に端を発して成立した遼寧省国民外交協会¹⁰⁾(以下

典刊行会1986:337)。

- 4) 1913年5月に設立され、中華民国外交部に属し、奉天における外交交渉事務などを務めた。
- 5) 1783年、清王朝は東北部における昭陵・永陵・福陵という陵墓を保護管理するために三陵衙門を設置し、興京副都統を永陵守護大臣、盛京副都統を福陵、昭陵守護大臣に就かせてそれぞれの陵墓を管轄させた。辛亥革命後、中華民国政府はこれら陵墓を旧清皇室の私有財産として承認保護し、奉天省政府の管理下に置かれた盛京副都統公署は、実際に昭陵の持ち主になった。
- 6) 広義にとらえれば、柙原農場事件は契約締結から1929年6月、日本側は柙原農場を横断した中国側の北陵(昭陵)遊覧鉄道を実力で撤去するまで、柙原農場をめぐる発生した一連の紛争を指す。柙原農場事件に関する落合、船津の対中国交渉については、別稿を用意している。
- 7) 1882年10月生まれ、1906年外交官試験に合格し、吉林、済南各領事、駐英大使館二等書記官、福州、漢口各総領事、シャム(タイ)公使を歴任し、1928年3月から1931年12月まで在奉天総領事を務めていた。1932年ブラジル大使に転出、1936年退官した。1942年ジャワの陸軍司政長官に任じられ、敗戦により1945年9月に退官した(臼井2001:846)。手記『満州事変と奉天総領事—林久治郎遺稿—』がある。
- 8) 1920年代後半期において中国政府により発表された商租権禁止の法令、訓令は圧倒的であった。詳しくは今井(1933:406-414)、「支那側の商租妨害手段(続編)」(『JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B02031188300、満洲商租問題一件(A.4.3)(外務省外交史料館)』。以下、同センターからの引用は、「アジア歴史資料センター」と「Ref.」を省略して「JACAR」、レファレンスコード及び簿冊名のみ表記し、同レファレンスコードからの引用は、簿冊名を省略した場合もある)を参照。

「外交協会」は激しく対日批判を行った。日本側の土地商租権設定と中国側の反対運動との矛盾が深刻化した状況下で、林はどのような理念を持って柵原農場鉄道撤去事件に対処したのか、また外交協会はどのように反応していたのかを明らかにすることは、日中間の土地商租権問題の実状をとらえるためにも、民間の視点から商租権問題の特質を把握するためにも重要な意義を持っている。

従来の土地商租権問題に関する研究は、日本側の商租権獲得に反対する中国側の抵抗運動に重点を置き論じたものが多いが¹¹⁾、商租権問題をめぐる対中国交渉に深く関わった在奉天総領事の土地問題に関する認識を詳しく検討した研究は管見の限り見当たらない¹²⁾。柵原農場事件に関する日本側の研究は、同事件を日本の土地商租権設定に対する中国官民の抵抗の代表例として位置づけ、日中対立の側面に注目するが¹³⁾、同事件の解決交渉に携わった在奉天総領事の意見については十分な検討がなされてきたとは言いがたい¹⁴⁾、日中両国の新聞界や民衆はどのような反応を示したのかについては、未解明の部分は多かった。また、中国側の研究は、遼寧省檔案館所蔵の『奉天省長公署檔』という史料群を主に利用して中国当局の対日交渉を解明し、きわめて意味あるものであるが、日本側の対中交渉に関する分析は物足りないように思われる¹⁵⁾。

そこで、本稿の課題とするところは、柵原農場鉄道撤去事件の経緯を解明しながら、同事件をめぐって林の対中国交渉を分析することにより、在奉天総領事の側から土地商租権問題の特質を考察することにある。また、同事件に関する外交協会の活動を検討することを通じて、日中両国政府だけでなく、民間の視点から、土地商租権問題の特質の一端に迫っていきたい。

9) 柵原農場事件と区別するために、本稿では1929年の日本側の実行使を柵原農場鉄道撤去事件と呼ぶこととする。

10) 1930年1月「東北国民外交協会」に改称され、満洲事変後、解散された。同協会に関する研究として、張(2008)、張(2009)、易(2012)があるが、いずれも日本帝国主義の批判、中国主権の擁護、国民外交思想と愛国主義教育の普及、政府の対日交渉の促進などにおける外交協会の役割を高く評価している。

11) 詳しくは浅田(1968)、浅田(1973)、相澤(1988)を参照。なお、最新の研究として、北野(2020a)は商租権問題をめぐる日中交渉のなかで最も争点となる治外法権体制との関係を詳しく述べていることにより、新たな視野で商租権問題を捉える。中国側の研究は、王(2013)、衣・馬(2017)などがあるが、中国官民の抵抗及び日本側の土地侵略への批判に焦点を合わせる傾向がある。

12) 佐藤(2000a)は、「幣原外交」の時代に着目し、船津の商租権施行細則交渉を詳しく分析することにより、中国の領土保全の尊重と土地商租という手段による土地収奪の矛盾の実態を解明し、佐藤(2000b)は、張作霖爆殺以後の日本政府の対満蒙政策に視点を置き、林による土地商租権問題の解決交渉を検証しているが、いずれも在奉天総領事による細則交渉に注目するもので、本稿とは関心が異なる。また、北野(2020b)は統計を用いて土地商租行使の概況を分析し、外務省記録にある毎年の領事報告をもとに商租権問題の実態を考察しているが、商租権問題に関する林の認識については言及していなかった。

13) 詳しくは臼井(1963)、浅田(1972)、佐藤(2017)を参照。また、江夏(1997)は柵原農場の中国返還交渉の研究によって民国初頭における「皇産」の解体過程を解明している。

14) 佐藤(2020b)は、林は鉄道問題や商租権問題などの諸懸案を外務省の主導のもとに、一元的交渉によって解決を図ろうとしたと述べながら、柵原農場事件において柵原の行動を助けた林総領事を「強硬な既得権益擁護主義者」と位置付けているが、同事件をめぐる林の認識については詳細に明らかにしていない。また、林に関する研究として、佐藤のほか、馬場(1972)、後藤(2001)などがあるが、ともに林の外交思想を「外交一元化」に集約させる傾向がある。

15) 詳しくは王・陳(1994)、趙(2013)を参照。

一 榊原農場鉄道撤去事件の前身

1 林による商租権問題交渉と張学良の態度

1928年7月9日、林は張学良に商租権問題の解決交渉を申し入れた¹⁶⁾。7月18日、日本政府は「滿蒙時局措置大綱」¹⁷⁾を出し、土地商租問題については、「交換的・漸進的方法ニ拠ル東三省内領事裁判権ノ撤廃ヲ約スルモ可ナリ」と決めた。商租問題を第一要旨として重要視し、中国における領事裁判権の撤廃が早晚実現されるべきだと判断した林は、領事裁判権の撤廃により日本人の土地所有権を獲得するよう、田中外相に提案した¹⁸⁾。林にとって、東三省における日本の経済的發展が行き詰った原因は、日本が「南滿東蒙条約」で認められた権利を中国側に拒否されたことに求められ、邦人の商租権の行使が実現されてはじめて、滿蒙における積極的な経済發展が実現された。彼から見れば、商租権問題の解決には、治外法権撤廃という条件で東三省の内地開放を完全に行うことが望まれるが、その実現までの臨時の方法は、東三省における日本人の土地商租獲得を妨害しないよう、密かに中国官憲に要求することであったとされた¹⁹⁾。

9月24日、田中外相は「滿洲問題解決方針」を林に伝え、中国側に商租権を履行させるよう訓示した²⁰⁾。商租権問題について、日本側は専ら張学良政権を相手にしたのに対し、張は、商租問題に関する国民政府の意向を無視できず、紛議を防ぐためには同問題を国民政府と十分に交渉した上で解決すべきだと主張し、対日直接交渉を回避した。当時、張は国民政府との間で東三省の内政、外交などの問題をめぐって相談した結果、東三省の内政問題には国民政府が介入せず、外交問題についてのみ、国民政府が責任を取るということが決定された²¹⁾。10月13日、林は張を訪問し、土地問題の解決を強く申し入れたが、張は、交渉がまとまっても国民政府がこれを承認しない恐れがあるとの立場から、交渉を急ぐ必要がないと答え、消極的な態度しかとらなかった²²⁾。

「易幟」が断行された後、張は、「外交問題は中央政權の権限」（外交問題が中央政府の権限に属する）と語りながら、東三省が抱える日中間の外交交渉をすべて国民政府に移管することを当地の日本各領事館に伝えた²³⁾。1929年1月16日の第171回中国国民党中央政治会議において、国民政府は、各省の外交権は国民政府外交部に移管すべく、各省政府と諸外国との間で締結した契約は中央政府の承認を得ない限り、効力が発生しないことを定めた²⁴⁾。形式的統一を成し遂げた国民政府は

16) 昭和3年7月9日林在奉天総領事より田中外相宛第441号「件名なし」（「JACAR：B02030166500、帝国ノ対支外交政策關係一件/張作霖爆死ニ際スル對滿政策關係 松本記録（A.1.1）（外務省外交史料館）」0416-0417）より。

17) 「滿蒙時局措置大綱」（JACAR：B02030166500、0429-0431）より。

18) 昭和3年7月30日林在奉天総領事より田中外相宛第472号「件名なし」（「JACAR：B02030166600、帝国ノ対支外交政策關係一件/張作霖爆死ニ際スル對滿政策關係 松本記録（A.1.1）（外務省外交史料館）」0441-0442）より。

19) 昭和3年9月14日「参考」書類（「JACAR：B02030036800、滿蒙問題ニ関スル交渉一件 松本記録 第二卷（A.1.1）（外務省外交史料館）」0413-0414）より。

20) 昭和3年9月24日田中外相より林在奉天総領事宛第158号「滿洲問題ニ関スル件」（「JACAR：B02030036900、滿蒙問題ニ関スル交渉一件 松本記録 第二卷（A.1.1）（外務省外交史料館）」0417）より。

21) 張・銭（1996：315、325）より。「易幟」の前提条件の一つとして、張は東三省における対日交渉を国民政府外交部に任せることを蒋介石に要求し、蔣の承諾を得た。

22) 「（四）奉天ニ於ケル交渉経過」（「JACAR：B13081174400、最近支那關係諸問題摘要 第1巻（第56議会）（交渉問題）（議AJ-25）（外務省外交史料館）」27）より。

23) 韓・姜（2011：3263、3272）より。

東三省を実効支配し、東三省をめぐる外交権は漸次に国民政府へ回収された。張は国民政府の力を借りて自分の東北政権を固め、外交権の中央への移転を利用し、商租権をめぐる対日交渉を避けながら、日本の勢力を東三省より排除しようとする姿勢が見て取れる。国民政府という外的要因のほか、張は「自己ノ地盤尚堅カラサル」、「自己ノ声望威力父ノ如クナラストカ本官ヨリ直接保安委員（東北臨時保安委員会²⁵⁾）ニ説カレタシトカ」²⁶⁾を理由に、商租権をめぐる対日交渉開始を遷延させた。

土地問題の解決交渉において、林は張に説得を試みたが、成功しなかった。そして、林は、高揚した排日風潮、および張の優柔不断と政治的基盤の脆弱さからいえば、目下急速に商租権交渉を進めることが難しいと判断し、排日運動を緩和しようと力を尽くす一方、地方において東亜勸業株式会社などに「土地問題ヲ惹起セシメ事端ヲ繁カラシメ」、「彼ヨリ進テ我カ交渉ニ応スルノ已ムナキ様仕向クルノ外ナシ」と田中外相に進言した²⁷⁾。特に「易幟」後、東三省における急激な国権回収運動や商租権妨害運動が展開された状況に対し、林は、張に陰に陽に圧迫を加えながら、商租権妨害運動を実力で排除すべきだと提案した。つまり、土地紛争を意図的に引き起こすことによって、張に何らかの対応を迫り、ひいては強硬な実力行使の口実を捻出して懸案の根本的解決を実現した。同時に、林は強硬手段に訴えると、東三省における排日運動が勃発する恐れがあるとはいえ、国民政府と日本との関係が好転した場合には格別に心配するほどの事ではない、と指摘した²⁸⁾。

また、林は土地問題を利用しつつ、協調の誠意なくして支持しない、という日本政府の態度を張に如実に示すべきだとの意見を田中外相に進言した²⁹⁾。具体的には、実力行使に出る際、常に表面上消極的な態度を示しながらも、実際には各地散在の土地経営により「事端ヲ滋カラシムルヲ得策トシ」、中国側がさらなる強硬姿勢を見せる場合、あらゆる手段で圧迫を加えて張を苦しめるのであった³⁰⁾。張との間で土地問題の根本的解決をはかることは不可能である以上、東三省の排日運動を容赦なく鎮圧する一方、国民政府との交渉を待ちながら、「南満東蒙条約」に基づいて日本人の商租権を擁護し、商租権妨害運動を断固排除しなければならないと、林は力説した³¹⁾。林の強硬策に

24) 韓・姜（2011：3274）より。

25) 1928年7月19日、東三省の最高行政機関として発足し、各省における一切の重要な政務を執り、実際には「最高権力機関」であった。東三省保安総司令である張学良は臨時保安委員会委員長を兼任し、東三省の「最高決定権」を握った。1929年1月7日、保安委員会に代わって、東北四省（1928年9月、国民政府は熱河特別区を第四の省として東北政権に編入）の最高政治機構である東北政務委員会が張の下に成立した。

26) 昭和3年10月22日林在奉天総領事より田中外相宛第655号「往電第652号ニ関シ」、昭和3年10月23日林在奉天総領事より田中外相宛第656号「往電第655号ニ関シ」（「JACAR：B02030037000、満蒙問題ニ関スル交渉一件 松本記録 第二巻（A.1.1）（外務省外交史料館）」0424-0428）より。

27) 昭和3年11月5日林在奉天総領事より田中外相宛第675号「件名なし」（JACAR：B02030037000、0428-0429）より。

28) 昭和4年1月22日林在奉天総領事より田中外相宛第68号「件名なし」（JACAR：B02030037000、0434-0435）より。

29) 昭和4年1月25日林在奉天総領事より田中外相宛第77号「件名なし」（JACAR：B02030037000、0436-0437）より。

30) 昭和4年1月27日林在奉天総領事より田中外相宛第83号「件名なし」（JACAR：B02030037000、0438-0440）より。

31) 「対満蒙政策私案（林総領事ノ案）」日付不明（「JACAR：B02030037200、満蒙問題ニ関スル交渉一件 松本記録 第二巻（A.1.1）（外務省外交史料館）」0450-0453）より。

対し、1929年3月中旬、張は東北四省の軍民政長官会議において「治理東北大綱」を議決し、「土地権利は誓って全力を以て保護」すべきことを掲げた³²⁾。

ところで、林は、張作霖爆死事件以来、英米諸国は日本の対満政策に深い注意を払うことに鑑み、土地問題に慎重な考慮を要することを田中外相に述べた。具体的には、現地保護が可能である商租地の土地経営に関して中国側の妨害を実力で排除すべきだが、現地保護のために強硬手段を実行する際には、警察官派遣のほか、事態の推移に伴って「臨機兵力ノ使用」も想定されるため、経営を開始すべき土地を慎重に選定すべきであった³³⁾。そこで、林は強硬的姿勢を崩さなかったが、強硬策実行のタイミングを深く考え、中外の誤解を極力避けるべきだと力説した³⁴⁾。だが、田中外相は緊迫する中国情勢の推移を見守って、林の積極的な強硬策を取り上げなかった。田中にとって、対中外交方針を満蒙分離政策から国民政府との関係改善に転じようとした状況下で、土地問題に関して強硬な姿勢を強めていることは、むしろ日中関係を悪化させるものと考えられていた³⁵⁾。

2 榊原の鉄道撤去「交渉願」

1925年、郭松齢が北陵付近に航空所を設置するため、皇姑屯駅より北陵付近までの鉄道延長を計画し、榊原農場の中央を横断する鉄道敷設用の堤防を築造した³⁶⁾。榊原は、榊原農場を自分の所有するものであると主張しつつ、中国側の農場内商租地の無断使用に対して相当額の代償支払を要求した。だが、中国側は榊原の商租権がすでに喪失しているとして彼の抗議を退け、交渉は一旦停滞した。

林は奉天総領事に着任すると、中国側との交渉を再開した。1929年3月11日、林は遼寧交渉署³⁷⁾署長王鏡寰に「我方要求通り速に鉄道線路を撤去し且損害賠償すべき」であると強硬な抗議文を出したが、中国側は応じなかった³⁸⁾。4月、奉海鉄路局は、北陵遊覧客の便をはかるとの理由のもとに、榊原農場の隣接地に新たな停車場を建設し、争点の堤防の上に北陵遊覧鉄道を敷設し始めた。同時に、万が一に備えて貨車2台に武装巡警30名を配し、徹夜に監視していた³⁹⁾。

それに対し、榊原は総領事館を通じて、当該工事の中止、及び鉄道の撤去を中国側に申し入れた。林宛「交渉願」⁴⁰⁾のなかで、榊原は、既得権擁護の要訣は「現場の争はず日本側が勝ち以て文書の争を後に残すにありと信んず」、「文書の争のみを事とするに於ては結局帝国の既得権全部を喪失する端を開くもの」であると指摘し、実力による鉄道撤去は中国官憲を反省させる「恰好の材料」で

32) 前掲註(8)「支那側の商租妨害手段(続編)」0332より。

33) 昭和4年2月1日林在奉天総領事より田中外相宛第97号「件名なし」(「JACAR:B02030037100、満蒙問題ニ関スル交渉一件 松本記録 第二巻(A.1.1)(外務省外交史料館)」0442-0446)より。

34) 「対満蒙方針案」(昭和4年5月)(「JACAR:B02030037300、満蒙問題ニ関スル交渉一件 松本記録 第二巻(A.1.1)(外務省外交史料館)」0459-0461)より。

35) 「林総領事ニ対スル大臣訓示」(JACAR:B02030037300、0462-0463)より。

36) 瀋陽駅から、皇姑屯駅、東北大学工廠、中医学院、東北大学を経て北陵内の航空所に至る全長11.8キロメートルの鉄道路線で、中国側はこの鉄道を「北寧路北陵支線」と呼ぶ。満鉄によれば、中国側は榊原農場において1800坪の用地を横断した(南満洲鉄道株式会社総務部調査課1929b:49)。

37) 1929年3月、国民政府國務會議の決定により奉天省は遼寧省に改称され、奉天交渉署は遼寧交渉署に改称し、国民政府外交部に属した。

38) 南満洲鉄道株式会社総務部調査課(1929a:48)より。

39) 南満洲鉄道株式会社総務部調査課(1929b:48)より。

40) 南満洲鉄道株式会社総務部調査課(1929a:49-55)より。

あるのみならず、これを機に他の奉天省政府に占有された土地（ことに1915年の農場返還契約に基づいて中国側に返還された榊原第一第二農場⁴¹⁾）を回復させるべきだと主張し、林からの諒解と保護を要望した。5月20日、林は、榊原農場の使用に対して中国側が相当の賠償を支払わない場合、榊原が自ら当該鉄道を撤去することについて、「本官も正当な理由として差し止め得ぬ」と、王に警告を発した⁴²⁾。5月25日、林は、正当な既得権擁護の見地より榊原の鉄道撤去計画を認める旨を張に伝え、最後の警告を発してその反省を促したが、何らの返事もなかった⁴³⁾。

二 榊原農場鉄道撤去事件と日中両国の対応

1 榊原による鉄道撤去と林の態度

6月27日午前3時、榊原は人夫22名を自動車に分乗させて農場に至り、農場内に敷設した鉄道両端の撤去工事を行った。彼らは、日の丸の国旗、赤色の危険信号旗および「通行禁止榊原農場」という標札を立てて、北部に6本、南部に10本の軌道及び枕木等を取り外し、外部に鉄条網を張り、農場内軌道上にある貨車一両を脱線させて引き上げた。事件発生日、榊原側が鉄道の遮断工事に切り掛かる旨を総領事館に急報すると、林は直ちに邦人保護を理由に、領事館警察（警部1、警部補3、巡査30名）を現地へ派遣し、混乱をおさめた。日中間で何らかの暴力的衝突がなく、撤去工事は無事に完了し、警察隊もそのまま帰署した⁴⁴⁾。一方、榊原農場の東南部が満鉄線路に隣接していることによって、独立守備隊は満鉄沿線警備を理由に、擾乱の及ぶ可能性がある線路に守備兵を増員した⁴⁵⁾。

41) 整理経営の便宜上、榊原は昭陵正面約900町歩の地域を第一農場、その周り約700町歩の地域を第二農場と名付けた（「奉天榊原農場ノ真相顛末ヲ陳情シ並ニ支那官憲ノ不法占拠ニヨル占有回収ノ陳情請願」（以下「陳情請願」）「JACAR：B09041289600、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E.4.3）（外務省外交史料館）」0260）。同史料は、榊原農場成立の経緯や、農場の中国側返還及び農場權益をめぐる日中間の紛争などを榊原の側から詳しく紹介しているが、「請願書」という性格から考えれば、榊原の主観的断定の入る余地は少なくなかったことを推測できる。1924年6月30日、榊原は奉天省長王永江に対し、五十日間の猶予期間内において、奉天省政府が榊原第一第二農場に建築した物件を取り去って居住者及び耕作者を立ち退かせた上で、農場を自分に引き渡すべきだと通告し、奉天省政府からの激しい抗議を引き起こした（大正13年6月30日榊原より奉天省長王永江宛「通告書」「JACAR：B09041289300、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E.4.3）（外務省外交史料館）」0136-0141）。

42) 『満洲日報』昭和4年6月28日（「JACAR：B09041290100、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E.4.3）（外務省外交史料館）」0500）より。1907年11月、『満洲日日新聞』が創刊され、1927年10月に『遼東新報』と合併して『満洲日報』と改題、1935年8月に『満洲日報』は『大連新聞』と合併、再び『満洲日日新聞』に戻す。

43) 関東庁警務局高等警察課より作った「奉天榊原農場内支那鉄道撤去事件」昭和4年6月（「JACAR：B09041289500、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E.4.3）（外務省外交史料館）」0212）より。

44) 同前、0218-0219。同資料によれば、実際のところ榊原は既に1928年9月頃より実力で鉄道線路撤去を計画し、1929年春以来奉天駅常磐旅館内に仮事務所を設けて専ら中国側に対する係争問題交渉に当たる一方、鉄道に経験ある邦人に依頼し、密かに実行のための準備を行った。5月25日頃、榊原は総領事館の諒解を得て鉄道撤去遮断を断行すべく計画したが、5月末頃は華北運動会、張作霖爆死一周年祭などがあるため実行できず、6月末まで延期した。

45) 昭和4年6月28日林在奉天総領事より田中外相宛第389号「往電第388号ニ関シ」（「JACAR：B09041290200、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E.4.3）（外務省外交史料館）」0519-0520）より。満鉄線は榊原に撤去された箇所から離れているため（前掲註（41）「陳情請願」0324）、実際には影響を受けなかった。

事件の数日前、総領事館より榊原が自ら鉄道を遮断撤去すべき旨を受けた遼寧交渉署は、公文を以て総領事館に抗議を提出しながら、遼寧省政府へ報告した。省政府は奉海鉄路局に鉄道を嚴重に警戒するよう訓令する一方、警察を派遣して同地域を巡視し、榊原側が強引に鉄道を遮断撤去する場合には、直ちにその行動を阻止するよう、瀋陽県政府に求めた。指令を受けた鉄路局副局長蓋銘は数名の私服を榊原農場に派遣し、6月26日夜12時頃、鉄道付近に到着したが、その時日本人の姿を見つけなかったため、付近に隠れて日本側の行為を見守っていた⁴⁶⁾。だが、事件が起こった時、現場において中国側の鉄路巡警隊長は、鉄道撤去のことを予知したが、「交渉関係ハ吾人ノ関知スル所ニアラス余ノ任務ハ停車場保護ニアリ榊原ノ鉄道遮断工事ヲナスラ現認スルモ阻止スルコトナシト称シ素知ラヌ態度」を持ち、付近の巡警らも終始傍観の態度をとった⁴⁷⁾。

事件当日、林は、数回にわたり賠償金の支払を通じて円満な解決を中国側に求めたが、中国側は応じなかったのみならず、さらに停車場を建築し、農場内に回避線を引込むため、総領事館は榊原の自由行為を阻止しない方針を採択した、と田中外相に報告する一方、商租料・水利費の滞納により農場の権利が消滅したという中国側の主張は「全然根拠ナキモノ」とであると述べた⁴⁸⁾。だが、林は榊原農場の商租権を確実なものとして支持し、榊原による鉄道撤去を黙過したもの、水田商租契約に規定した百町歩水田のみを榊原の権利範囲として承認し、榊原第一第二農場に対する榊原は何かの権利もないことを強調した⁴⁹⁾。また、林は、中国側が領事館警察、殊に乗馬警察官を軍隊と誤解し、排日宣伝に利用することを憂慮した⁵⁰⁾。

2 交渉署の抗議と張学良の対応

事件当日の午前9時、林は、今後、勝手に鉄道を敷設することなどをやめるよう、張に要請する一方⁵¹⁾、榊原に撤去された鉄道の復旧工事を進めないよう、王に求めた⁵²⁾。榊原の破壊作業を監視していた現場巡警の無抵抗で傍観した態度とは対照的に、交渉署は嚴重に抗議を行った。27日午後6時、王は張の命令により林に抗議を行い、「日本の官憲は公人として大局を顧みず頑民に加担し無頼の行為に参加したるは日支両国の誤解を益々深からしむるものにして遺憾の至りである」と述べながら、本件行動に参与する警察の嚴重処分、榊原による鉄道の原状回復、損失の代償及び榊原の処罰を要求した。それに対して28日朝、林は王の抗議が全然理由ないものとして、反駁回答を發した⁵³⁾。

交渉署の見解では、日本側は軍隊及び警察⁵⁴⁾を派遣して榊原の暴行を援助し、中国側の交通機関

46) 趙(2013:30)より。

47) 前掲註(43)0219-0220より。

48) 昭和4年6月27日林在奉天総領事より田中外相宛第388号の一、二「件名なし」(JACAR:B09041290200、0517-0519)より。

49) 昭和4年6月28日林在奉天総領事より田中外相宛第390号「往電第388号」(JACAR:B09041290200、0520)より。

50) 前掲註(45)0520より。事件後、中国側新聞は日本側が武装騎兵、歩兵、警察官等を率いて中国巡警を拘禁し、工事を妨害する場合は直ちに武力を行使すべきだと威嚇しながら、軌道を破壊し、車両を脱線させたことを宣伝した(昭和4年6月30日岡本領事より田中外相宛第729号「奉天発閣下宛電報第388号ニ関シ」JACAR:B09041290200、0521)。

51) 『満洲日報』昭和4年6月28日(JACAR:B09041290100、0500)より。

52) 南満洲鉄道株式会社総務部調査課(1929b:50)より。

53) 『満洲日報』昭和4年6月29日(JACAR:B09041290100、0504)より。

を破壊したことは大局を顧みないもので、中国国民の誤解を惹起するものであった。6月29日、交渉署日本課長は森島守人領事を訪ね、「日本官憲が斯かる暴力的方法を執ることは日本当局は勿論樺原自身の不利であろう、而かも多数の警官や軍隊が之を補佐せるに至っては貴国軍憲の威信に係わる」と抗議を行い、原状回復に加えて損害賠償を求めた。それに対して森島は、中国軍警や鉄道当事者との衝突を防ぐために領事館警察を派したに過ぎず、警備に当たっていた鉄道守備隊は現場に行かなかったと答えながら、中国こそ樺原農場問題を根本的に解決する義務があると反駁し、その反省を求めた⁵⁵⁾。

7月4日、張は樺原農場問題に関する土地商租禁止訓令を発した⁵⁶⁾。7月5日、国民政府外交部は日本軍警が勝手に中国の鉄道を撤去することに嚴重な抗議を行い、当該軍警の処罰、原状回復、損失賠償を求めたが、日本側に拒絶された⁵⁷⁾。中国側は総領事館と折衝を重ね、早期に事態を収拾すべく努めたが、政府間の外交交渉により問題の解決が望まれ、武力行使は論外であった⁵⁸⁾。同年3月、遼寧省政府は張の命令により「商租禁止令」や朝鮮人農民の「借地回収令」を各県知事に伝え、遼寧交渉署も外国人の「土地購買拒絶令」、帰化朝鮮人の「土地買収取締令」など密令を発し、ともに日本人及び朝鮮人に対する土地家屋の貸借売買を厳禁したが⁵⁹⁾、鉄道撤去事件に際しては意外と穏健で消極的な態度をとったことが垣間見える。中ソの共同管理下に置かれていた中東鉄道の利権を実力で回収しようとする張学良政権は、対ソ交渉に重心をおきながら、日本の対応も懸念していることが原因として考えられる。中国側の中東鉄道強制回収やソ連の対中国国交断絶などにより中ソ関係がいつそう緊張してきた状況下では、張は中ソ紛争を可能な限り回避すべきだと蒋介石に伝え、その理由の一つとして「蘇俄未必遽敢宣戦、惟某方処心積慮在坐收漁利、百般煽惑、証摺昭然、不幸引起戦争牽涉甚大」をあげた⁶⁰⁾。当時の文脈からみると、「某方」とは日本を指していることが推察できる。だが、樺原が自力で鉄道撤去を決行したのは、当局の「緩慢拙劣」な対日交渉によるものである、という非難があった⁶¹⁾。

この時期、浜口雄幸内閣の成立に伴い、幣原喜重郎が再び外相に任命されて「幣原外交」を復活させた。中ソ間の緊張が高まると、日本政府は長期化する中ソ紛争が満洲における日本の地位を固めると判断し、不干渉政策を標榜しながら、『盛京時報』などを利用して中ソ戦況の惨烈さを誇大に宣伝し、中国民衆の排ソ気運や戦争への意欲を高める傾向が見られる⁶²⁾。張は政権維持のため、もはや民衆の排日風潮を無視することは絶対に不可能であったが、中ソ紛争が重大化してきたことを鑑みると、対日強硬策を取るのには却って不得策であると考えた。張は、日本が中ソ紛争に乗じて権

54) 中国側の記録によれば、事件当日日本軍警は百余名の朝鮮人を率いて鉄道を破壊した（韓・姜 2011：3407）。

55) 『満洲日報』昭和4年6月30日（JACAR：B09041290100、0505）より。

56) 東亜経済調査局（1930：109）より。

57) 韓・姜（2011：3412、3419）より。

58) 「北陵路案兩次抗議原文」『大公報』（1929年7月18日）より。

59) 前掲註(8)「支那側の商租妨害手段（続編）」0335-0336より。

60) 日本語は「ソ連は宣戦する程の度胸がないが、ある者が漁夫の利を得ようと企てて執拗に扇動しているという明白な証摺があり、不幸にして戦争となれば、その干渉が甚だしくなるに違いない」のである（1929年7月22日「張学良致蒋介石電」蔣中正總統檔案・革命文獻・統一時期、第5冊、44頁、国史館所蔵）。

61) 昭和4年7月9日林在奉天総領事より幣原外相宛第405号「往電第388号ニ関シ」（「JACAR：B02031723300、支那国民外交協會關係雜纂 第一卷（A.6.1）（外務省外交史料館）」0022）より。

62) 詳しくは李・謝（2013：77-83）を参照。

益の獲得を目論んでいることを警戒し、日本の干渉の口実を作らないため、東三省の排日運動を控えるべきだと考慮した。そして、張は各地の排日愛国運動を認めたが、ルール破りの暴動は、日本との外交交渉において政府を窮地に追い込む恐れがあるから、必ずルールに従って冷静に行動しなければならない、と指示を下した⁶³⁾。排日運動を控える背後には、張は日本に虚を衝かれることを危惧するのみならず、日本との実力差を痛感していたことが窺われる⁶⁴⁾。張の懸念に対し、蒋介石は日本への警戒心が薄く、張がソ連との戦争を危惧しながら、日本が漁夫の利を占めることを憂慮することは、むしろ中央の対ソ政策遂行に支障を及ぼすと批判したが⁶⁵⁾、国民党中央党部は一旦排日禁止の命令を出した。中国各地における排日運動が一時中止の状態になり、ついに反ソ運動へと切り換えられた。

期待を寄せた総領事館との交渉が停滞すると、8月10日、遼寧省政府はまず榊原個人との直接交渉を通じて農場を回収しようと試みた⁶⁶⁾。榊原農場の回収及び損害賠償に固執する榊原の意向を考えれば、榊原との交渉は難しいと推測される。10月24日、省政府は再び榊原農場問題を挙げて排日訓令を出したが⁶⁷⁾、日中双方の歩み寄りを見せず、事件の解決交渉は暗礁に乗り上げてしまった。

三 日中両国民間の反応

1 中日両国新聞界の態度

日本側の積極的な実行使は中国側のナショナリズムを燃え上がらせ、各新聞より嚴重な抗議が殺到した。1929年7月1日、『大公報』は「日人拆毀北陵支路事件」と題する記事において、日本側が正当な手続きによらず、勝手に中国国有鉄路の一部を撤去することは領土侵略の野心を包蔵するものであると批判する一方、同事件は民間紛争ではなく、国際問題であると指摘し、遼寧省政府に慎重に対応するよう求めた⁶⁸⁾。7月5日、中国側は北寧鉄路管理局の名を以て、日本の武装軍人が人夫を率いて北陵駅の軌道を破壊したため、北陵遊覧列車の運行を停止するとの広告を掲載し、民衆の激昂が一層煽られた⁶⁹⁾。7月13日の『民国日報』は、鉄道撤去事件において日本武装軍警が水田商租契約を蹂躪し、交通破壊に止まらず、中国主権を侵犯する行為を批判するとともに、政府の交渉を応援し、賠償処罰謝罪などの目的を達成させるよう国民党党员及び全国民衆に要請しながら、「日本帝国主義打倒」をスローガンに掲げ、中日間一切の不平等条約の撤廃などを求めた⁷⁰⁾。7月18日の『武漢日報』は、日本官憲が榊原を後援して北陵支線を破壊することは「文明国ノ敢テセサル暴行」で、中国民族は「実力ヲ涵養シ最後ノ勝利ヲ得サルヘカラス」ことを報じた⁷¹⁾。同事件は日本

63) 周 (1999: 125-126) より。

64) 李・張 (1987年: 670) より。1928年8月9日の蒋介石宛電報に、張は武力をもって日本と対抗すれば、「東三省の力が足りないのみならず、全国の力でも覚束ない (不但東省力量不足、即全国協力亦无把握)」と述べた (畢 1992: 112)。

65) 『困勉記』巻12、1929年7月27日条 (蔣中正總統檔案・文物圖書) より。楊 (2005: 137-187) は、対ソ方針をめぐる蒋介石と張学良の差異を詳細に分析している。

66) 韓・姜 (2011: 3432) より。

67) 東亜經濟調査局 (1930: 109) より。

68) 『大公報』(1929年7月1日) より。

69) 南滿洲鉄道株式会社総務部調査課 (1929b: 53) より。

70) 昭和4年7月13日上村在上海総領事代理より幣原外相宛第858号「往電第821号ニ関シ」(JACAR: B09041290100、0506) より。『民国日報』は1916年1月に上海で創刊された。1924年2月、中国国民党第一次全国代表大会の後、国民党の機関紙となり、反帝国主義、反封建主義を宣伝し、1932年に停刊した。

の暴力的不法行為の代表例として中国側の世論を一層硬化させる一方、東三省だけの問題ではなく、全国的に重視された大問題になり、日本帝国主義反対、不平等条約撤廃などの排日運動につながることになった。

中国側報道の激しい非難に対し、日本側新聞には、武力をもって満蒙懸案を解決しようとする対中国強硬論が伺える。『満洲日報』は、商租権が一つの永久権利であり、地租怠納で権利を喪失するものではないこと、柵原農場の滞納商租料がかつて中国側に納められたことを指摘しながら、商租料の一時的滞納のみを理由に一方的に契約を破棄する中国側の動きを批判し、柵原農場商租権の正当性及び柵原側の鉄道撤去の合理性を詳細に論じた。これは単に柵原だけの問題ではなく、日本の権益全般に影響を及ぼすべき重大な問題であるから、総領事館としては柵原の行動を阻止するわけがなく、交渉で問題の解決は頓挫した以上、力による解決する以外に途は残されていなかったという⁷²⁾。『奉天新聞』は、中国側が「国有鉄道を破壊した」との理由をもって国際問題を惹起しようとして企てたことを主張し、「正当なる我が国民の権利を我が警官が保護するはこれ当然の事」であると結論づけた⁷³⁾。要するに、本件鉄道撤去は中国側の不誠意な態度に対する商租権擁護のための非常手段であり、中国側が柵原の正当なる権益を有する土地において鉄道を勝手に敷設し、またその利用に対する賠償金も支払わないからこそ、日本側は実力行使に出ざるを得なくなったという。

2 遼寧省国民外交協会の活動

1929年7月3日、遼寧省商工総会会長金恩祺の主唱に基づき、省内商工農学各界代表は柵原農場鉄道撤去事件を主題として論議し、日本の暴行に対抗する排日示威運動の決行を決議した。7日、商工総会で第3回大会を開き、日本軍警が北陵における中国国有鉄道を破壊する暴行を中外に通電すること、国民大会を開催して世論を喚起すること、東三省各地に排日示威運動を行うこと、経済討論委員会並びに国貨維持委員会を創設すること、日本が円満な回答を寄せない場合は、最後の手段として日本に対する経済断交を即刻実行すること、など具体案を作成した。8日、商工総会を主とする遼寧省国民外交協会成立大会が開かれ、同協会は、「打倒日本軍閥外交」「排斥日貨」「喚起民衆」というスローガンを書いた手旗を用意し、中等学校以上の各学生の排日示威運動への参加を促進しようとした。遼寧省政府は、日本側が外交協会の排日運動を利用して武力干渉に及ぶことを憂慮し、露骨な排日運動を中止するよう、外交協会に求めた⁷⁴⁾。だが、外交協会からみれば、政府はむやみに譲歩したあげく、日本側は愈々強引な態度に出るため、外交協会としては、民衆の力を合わせながら、日本帝国主義的侵略に反抗し、国家主権を擁護しなければならないのである⁷⁵⁾。外交協会の排日気運が高まる中、その排日運動は官憲の勧告により簡単に抑圧されるわけではなかった。

民間団体として発足した外交協会は、排日運動の急先鋒であり、対日強硬外交を求め続けた。同協会は遼寧省の各市県で分会を設置するのみならず、吉林省と黒竜江省まで支部を組織し、東三省当局（特に張学良）と密接な関係を有した⁷⁶⁾。彼らは国民常識促進会を組織し、国民の愛国主義教育

71) 昭和4年7月22日桑島総領事より幣原外相宛第568号「奉天発閣下宛電報第388号ニ関シ」(JACAR: B09041290200、0524-0525)より。

72) 『満洲日報』昭和4年6月28日(JACAR: B09041290100、0499-0500)より。

73) 『奉天新聞』昭和4年6月28、29日(JACAR: B09041290100、0503-0504)より。

74) 「国民外交協会組織ト排日運動」「遼寧省国民外交協会宣言」(JACAR: B02031723300、0023-0026、0026-0027)より。

75) 盧(1984: 32)より。

を本格的に進め、一般民衆の外交政策や国際情勢への理解を深める一方、政府の外交交渉を督促支援しながら、全ての外交交渉の結果を公開するよう求めた⁷⁷⁾。また、市街講演、宣伝文頒布などによって全国的排日運動を計画し、東北四省だけでなく、国民政府まで通電してその声援と指導を求め、排日運動を組織的に促進するよう努めた。7月12日の第8次会議では、外交協会は、示威運動が許可されない場合は経済絶交を断行すること、鉄道撤去事件に対する遼寧省政府の軟弱な態度にさらに抗議すること、世界の輿論を喚起すること、北平に代表を派して王正廷（国民政府外交部長）に強硬な外交を建白することを決議した。一方、東北四省各地の青年学生団体の奮起を促し、「日本との経済絶交を行え」「柵原農場を回収せよ」「柵原を国外に追放せよ」などの要求を突きつけ、鉄道撤去事件の解決を強く訴えた。それに対し、張は「諸賢の後楯あるに非ざれば外交折衝の促進を計りがたし」と答えた⁷⁸⁾。遼寧省内の各県も外交協会の排日運動を積極的に応援し、「日本ノ武力的外交ヲ打倒セヨ」「経済ノ絶交」「仇貨ヲ抵制セヨ」⁷⁹⁾などの排日的宣伝が盛んに唱えられた。7月31日、外交協会は、軍警と私服を合わせて二〇〇余名を派遣して中国の鉄道を破壊した日本側への憤慨を張に伝えた⁸⁰⁾。

だが、中ソ関係が緊張してきた状況下で、対ソ交渉に精一杯であった張は、外交協会の露骨な排日示威運動を禁止し、実際には比較的慎重な態度をとった。外交協会は排日運動を一時的に中止し、中国本土の反ソ風潮に呼応して中東鉄道回収や赤化防止を目指し、猛烈な反ソ運動を行ったが、中ソ紛争に関する日本側新聞の報道を見て日本の態度を「親露的」とであると判断すると、その批判の矢先を再び日本に向けていった。日本人の土地侵略を阻止するため、外交協会は日中商民の債権債務関係を禁止すること、日本人に対する家屋貸与は政府首席の査閲捺印を要すること、国土盗売懲罰令（官署の証明がなければ外人との土地契約を締結できない）を速やかに公布すること、『盛京時報』をはじめとする在満日本漢字新聞の購読を禁止すること⁸¹⁾などを省政府に要求した。一方、双十節（中華民国の建国記念日）を機に、外交協会は国民の愛国精神を振興して様々な排日宣伝を行った。10月13日をもって遼寧省中華国貨社を設立し、「国貨提唱日貨排斥経済絶交」の宣伝に努めながら、同16日には「打倒満鉄会社」と題する満鉄排斥に関する宣伝文を各県教育局、各学校に配布し、東三省における「移民政策－商租－雑居－駆逐中国人独買土地」という満鉄の経済的侵略行為を批判し、「商租雑居ニ反対セヨ」と主張して商租権の回収を強く請願した。他方で、遼寧省政府と遼寧交渉署の消極的態度に失望していた外交協会は、今後、国民政府の外交交渉を後援し、日中懸

76) 張は政府が公然と日本を批判できない場合、政府に代わって抗議や示威運動を行い、政府の後ろ盾となるよう協会委員に指示し、外交協会の力を利用して東三省から日本の勢力を追い出そうとした（盧 1985：8-9）。満鉄の調査によれば、外交協会は張学良より毎月 500 元の補助金を受けたが、必ずしも張の命令に従って行動するわけではない。外交問題が行き詰った時、張は外交協会に対し、国民の世論を誘導して外交交渉を有利な方向に導くよう、直接に訓令したことがある（昭和 6 年 6 月 29 日関東庁警務局長より拓務次官宛第 7035 号「遼寧国民外交協会ノ活動」「JACAR：B02031724900、支那国民外交協会関係雑纂第二巻（A.6.1）（外務省外交史料館）」0491）。

77) 「外交協会之組織と工作」『盛京時報』（1929 年 10 月 4 日）より。

78) 『満州日日新聞』昭和 4 年 7 月 17 日（神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫 外交 94-110）より。

79) 昭和 4 年 7 月 24 日荒川在牛莊領事より幣原外相宛第 204 号「錦州ニ於ケル排日状況ニ関スル件」（JACAR：B09041290100、0508）より。

80) 「遼寧外交会最近上東北当局書」『東三省公報』（1929 年 7 月 31 日）より。

81) 1929 年 8 月、外交協会は『国民外交週報』を創刊し、時事問題を論じながら、帝国主義の政策、特に東三省における日本の暴行を批判し、国民の愛国主義教育や反帝国主義運動に大きな役割を果たした。

案を国民政府外交部に直接請願しようと決めた⁸²⁾。11月17日、外交協会は、「遼寧交渉署ハ尚ホ撤廃セラレス為メニ帝國主義者ノ野望ヲ誘致ス前途危険憂慮ニ堪ヘス」として、同交渉署を速やかに撤廃して外交を中央に統一させるよう国民政府に請願し、交渉署への批判的論調が目立った⁸³⁾。また、27日の第4回常識講演大会で、鉄道撤去事件に関して、外交協会は「六月二七日ハ我等ノ新国恥ナリ」「北寧鐵路ノ修復ヲ要求セヨ」「鉄道破壊ノ損失賠償ヲ要求セヨ」を唱えた⁸⁴⁾。

おわりに

1929年9月頃から、経営困難に陥った榊原は、満鉄、東亜勸業会社、大倉組などに対して榊原農場の売却運動を行なったが、何れも失敗した。その後、榊原は150万円をもって農場の中国側への売り込みを計ったが、榊原の過大な要求で交渉が成立しなかった⁸⁵⁾。一方、榊原側は1922年11月に百町歩水田の商租権を売渡担保として東洋拓殖株式会社（以下「東拓」）より4万円を借り入れたが、数年前より元利を支払わなかったため、東拓は、1931年1月を限りに榊原が元利を滞納すれば、榊原農場を整理する方針を出した⁸⁶⁾。6月4日、東拓支店長は、榊原の買戻期限が満了する旨を榊原側に通報するとともに、当地支店に農場を買い上げるよう指示した⁸⁷⁾。9月、榊原農場は名義上東拓の子会社たる鴻業会司に譲渡され、実質上東拓の所有に属し、東拓自ら農場の管理に当たることになった⁸⁸⁾。のちに、満鉄と東拓及び榊原側と交渉した結果、1932年4月20日、東拓は榊原農場の権利を満鉄に譲渡し、総領事館はその譲渡契約を認めた。

鉄道撤去事件は表面上、商租権問題に起因しているものと見せたが、実際には日本が武力行使で商租権問題を乗り越えようとする試みであると考えられる。同事件をめぐる経緯が示すように、この時期の中国では、東三省の中国への政治的求心力の強化に伴って満蒙の特殊性が漸次希薄となり、東三省の問題は徐々に中国本土の問題と密接につながった。もとより済南事件の影響で南京や上海、漢口といった主要都市では排日運動が迅速に激化してきたが、鉄道撤去事件を契機に排日運動の波が東三省に押し寄せてきた。外交協会をはじめとした広汎な国民各層によるナショナリズム運

82) 「遼寧省国民外交協会ノ活動」昭和5年1月（「JACAR：B02031723600、支那国民外交協会関係雑纂 第一巻（A.6.1）（外務省外交史料館）」0127-0132）より。

83) 昭和4年11月25日関東庁警務局長心得より拓務次官宛第33194号の二「外交交渉ノ中央統一方請願」（「JACAR：B02031723500、支那国民外交協会関係雑纂 第一巻（A.6.1）（外務省外交史料館）」0101-0102）より。1929年5月、国民政府外交部は年末までに各省交渉署を撤廃するとの提案を行い、7月、外交部は交渉署撤廃後、各地方の外交案件をすべて中央政府に移管すべきだと強調し、具体的な善後策を各地方に伝えたが、張学良政権と複雑な関係を持っている遼寧交渉署は、満洲事変まで残された（中国第二歴史档案館1929：58-59、66）。

84) 昭和4年12月2日関東庁警務局長心得より拓務次官宛第33856号の二「国民外交協会講演大会」（JACAR：B02031723500、0102-0104）より。

85) 昭和5年12月26日関東庁警務局長より拓務次官宛第31403号の二「榊原農場ノ競売説」（「JACAR：B09041289700、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E.4.3）（外務省外交史料館）」0364-0365）より。

86) 「件名なし」昭和6年2月23日（「JACAR：B09041289800、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E.4.3）（外務省外交史料館）」0406）より。

87) 昭和6年6月4日林在奉天総領事より幣原外相宛第343号「往電第342号（二）ニ関シ」（JACAR：B09041289800、0433）より。

88) 昭和6年9月17日林在奉天総領事より幣原外相宛第606号「件名なし」（JACAR：B09041289800、0436）より。

動は一般民衆の政治参加の意欲や愛国主義教育などを促しながら、不平等条約の撤廃や国権回収運動に腐心し、国民に根強い排日感情を植えつけた。中国では反帝国主義運動が強力に展開されたのに対し、日本政府は積極的な大陸政策を展開し、満蒙懸案を強制的に解決しようと図ったわけであり、中国への軍事的・政治的干渉への漸次強化も事実である。中国側の猛烈な排日運動は日本の満蒙權益に大きな衝撃を与え、在満日本人の不満がますます募り、対中国強硬論が急速に勢いを増した。

このような複雑な状況下では、鉄道撤去事件の解決交渉に関わっていた林は、中国側の抗議を概して無視する態度をとった。彼にとって、こうした日本側の実力行使は、「南満東蒙条約」で認められた商租権という満洲における日本の正当な既得權益を擁護するだけでなく、行き詰った土地問題を解決する突破口になった。林は、商租権の解決交渉に際して意図的に土地紛争を激化させ、ひいては張学良に圧力をかけながら、強硬手段で土地問題を解決しようと望み、鉄道撤去事件に対しても終始、強硬な姿勢で臨んだ。その背後には、対中国内政不干渉主義や日中間の共存共栄ではなく、中国側（特に張）への干渉や実力行使によって日本の權益を断固守ろうという積極的な対中国政策が読み取れる。だが、林は、欧米諸国の対日態度を重要視し、中国の領土に対する露骨な野心が露呈されて米英の誤解を招いたことをどうしても避けたいのである。他方で、中国側の排日運動や商租権妨害運動を断固鎮圧、排除すべきだと考えていた林は、中国のナショナリズムがもっている巨大なエネルギーや歴史意義を過小評価することが見て取れる。

鉄道撤去事件に際し、遼寧省政府、遼寧交渉署は高揚するナショナリズムに対応して再三抗議を提出したが、ある程度東三省の排日運動を抑える政策をとった。また、関係者の処分、原状回復や損害賠償などを日本側に要求し、国家主権を維持しようとしたにもかかわらず、実際には自己の立場を一貫して主張することに失敗した。民衆の間では、事件解決に関する東北当局の対日交渉が不十分で、しかもその態度が軟弱であるという批判は殺到し、外交協会は遼寧省政府及び遼寧交渉署の怠慢を激しく責め、張学良政権ではなく、国民政府による対日交渉で事件の円満な解決を期待すると同時に、日本の土地収奪に様々の対抗策を真剣に講究しながら、領土の保存や国権回収運動に奔走し、民意機関として国民の覚醒を訴える役割を積極的に果たした。中国民衆の高揚した排日気運と比べて、張は比較的穏健な対日方針をとったのは、当時、対ソ交渉に重点をおくこと、及び外交交渉の権限が漸次に地方政府から国民政府外交部に移すという状況によるところが大きい。一方、張は、過激な排日運動が日本に軍事行動や内政干渉を許す口実を与え、ひいては東三省における自分の政権基盤を揺るがすことを深く憂慮したことを見逃してはならない。それは、民衆の要求よりも、政府としては政治的立場を最優先に考慮したことを反映すると同時に、外交協会は民間団体としての力の限界を露呈したといえる。

参考文献

- 相澤美香（1988）「南満洲における土地商租権問題—満洲事変発生の要因についての一考察—」『国史学』第135号、80-99。
- 浅田喬二（1968）『日本帝国主義と旧植民地地主制—台湾・朝鮮・「満洲」における日本人大土地所有の史的分析』御茶の水書房。
- 浅田喬二（1972）「満洲における土地商租権問題—日本帝国主義の植民地的土地収奪と抗日民族運動の側面—」満洲史研究会編『日本帝国主義下の満洲』御茶の水書房、317-397。
- 浅田喬二（1973）『日本帝国主義下の民族革命運動—台湾・朝鮮・「満洲」における抗日農民運動の

展開過程』未来社.

易丙蘭 (2012)「遼寧省国民外交協會の縁起と活動探析」『近代史学刊』第9巻、71-84.

衣保中、馬偉 (2017)「日本『東亜勸業会社』对中国東北土地資源の略奪」第57巻第5期、83-91.

今井豊藏編 (1933)『大満洲国 (上巻)』東亜事局研究会.

白井勝美 (1963)「欧州大戦と日本の対満政策—南満東蒙条約の成立前後—」『国際政治』第23号、15-27.

白井勝美 [ほか] 編 (2001)『日本近現代人名辞典』吉川弘文館.

江夏由樹 (1997)「土地利権をめぐる中国・日本の官民関係—旧奉天の皇産をめぐる—」『アジア経済』第38巻第1号、2-24.

王雅文、陳崇橋 (1994)「柵原農場事件始末」『日本研究』日本研究雑誌社、85-89.

王旭 (2013)「日本要求『土地商租権』与中国官民的抵制」『吉林師範大学学报』第1期、63-66.

外務省編 (1978、初出は1965)『日本外交年表並主要文書 (上)』原書房.

外務省通商局編 (1927)『人口問題ヲ基調トシテ滿蒙拓殖策ノ研究』出版所不明.

韓信夫、姜克夫編 (2011)『中華民国史大事記 (第5巻)』中華書局.

北野剛 (2020a)「土地商租権問題再考—戦間期の日本外交と『滿蒙問題』—」『日本史研究』第689号、30-58.

北野剛 (2020b)「土地商租権問題の基礎的研究」『研究論集』第111号、131-149.

後藤乾一 (2001)「戦間期日本のアジア外交と林久治郎—ある〈稲門出身〉外交官の思想と行動—」『アジア太平洋討究』、75-96.

佐藤元英 (2000a)「船津辰一郎在奉天総領事による商租権施行細則交渉」『近代日本の外交と軍事—権益擁護と侵略の構造—』吉川弘文館、138-161.

佐藤元英 (2000b)「林久治郎在奉天総領事による『滿蒙問題』解決交渉」『近代日本の外交と軍事—権益擁護と侵略の構造—』吉川弘文館、231-269.

佐藤元英 (2017)「土地商租権をめぐる日中間の抗争」『中央大学政策文化総合研究所年報』第21号、219-237.

周毅等主編 (1999)『張学良文集』上巻、同澤出版社.

庄内人名辞典刊行会編 (1986)『庄内人名辞典』庄内人名辞典刊行会.

中国第二歴史档案馆編 (1929)『外交部公報』1929年第2巻第4期、江蘇古籍出版社.

趙偉 (2013)「柵原農場事件研究」『遼寧大学』1-51.

張万傑 (2008)「遼寧国民外交協會外交活動述評」『遼東学院学报』第5期、114-119.

張万傑 (2009)「国民外交運動の一次新探索—遼寧国民外交協會の縁起及其活動述評」『遼寧大学学报』第1期、96-102.

張友坤、錢進編 (1996)『張学良年譜 (上)』社会科学出版社.

東亜経済調査局編 (1930)「奉天を中心せる排日運動の近況」『東亜』第3巻第4号、102-110.

南満洲鉄道株式会社総務部調査課編 (1929a)「奉天柵原農場問題」『調査時報』第9巻第5号、42-55.

南満洲鉄道株式会社総務部調査課編 (1929b)「柵原農場横断の北陵鉄道を遮断す」『調査時報』第9巻第7号、48-56.

馬場明 (1972)「林久治郎と石射猪太郎」(朝日ジャーナル編『近代日本と中国25』)31-37.

畢万聞 (1992)『張学良文集 (一)』新華出版社.

楊奎松（2005）「蒋介石、張學良与中東路事件之交涉」『近代史研究』2005年第1卷、137-187.

李鴻文、張本政（1987）『東北大事記』下卷、吉林文史出版社.

李志学、謝清明（2013）「『盛京時報』視野下的中東路事件」『日本問題研究』第27卷、77-83.

盧広績（1984）「回憶閻宝航同志」遼寧省政協文史資料研究委員會編『遼寧文史資料』第10輯.

盧広績（1985）「回憶張學良將軍」政協瀋陽市委員會文史資料研究委員會編『瀋陽文史資料』第10卷.

Hayashi Consul General and Sakakibara Farm Railway removal Incident

Yuhan SUN

(Doctoral Course Student at Graduate School of Letters, Hokkaido University)

This paper examines the Sakakibara farm railway removal incident, which represents a Japan-China dispute over the land Lease Issue. By analyzing Hayashi's negotiations with China over the case, we will examine the characteristics of the land Lease Issue from the angle of the Consul General of Japan. In addition, by analyzing the activities of the Liaoning Provincial Foreign Relations Association, which was formed after the incident, the Land Lease Issue is clarified from a private point of view. Following the railway removal incident, In China, the wave of the anti-Japanese movement is rushing to the eastern three provinces, whereas a rapid national rights collection movement was deployed nationwide, the Japanese government has developed a proactive continental policy, deepened military and political interference with China. In order to solve the stalled commercial rights issue, Hayashi deliberately intensified the land conflict in the region and, while exerting pressure on Zhang, wanted to defend Japan's vested interests by means of strong force. Hayashi argued that China should disregard China's protests and firmly suppress China's anti-Japanese movements and business rights obstruction movements when negotiating a solution to the railway removal incident. On the other hand, the Liaoning Provincial Government and the Liaoning Foreign Affairs Negotiation Office made repeated protests to the Consulate General but held a relatively moderate policy toward Japan by suppressing the rising anti-Japanese movement. The reason for this is that the Zhang XueLiang administration at that time focused on negotiations with the Soviet Union, gradually shifting the power of diplomatic negotiations from the local government to the diplomatic affairs of the national government, and Zhang is worried that his hard-line policy against Japan will give Japan an excuse to allow interference. The Diplomatic Association strongly condemned the negligence and weakness of the Northeast authorities and devised various measures against Japan's land seizure. However, in reality, the activities of the Diplomatic Association were limited to some extent, leaving the Sakakibara Farm problem unsolved.